

財務省告示第三百七十五号	国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第四條第三項の規定に基づき、平成十六年八月二十日に発行する利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。	平成十六年八月十九日	財務大臣 谷垣 禎一	一 名称及び記号	二 発行の根拠	三 振替法の適用等	四 発行方法	五 発行額
財務省告示第三百七十五号	平成十六年八月二十日に発行する利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。	平成十六年八月十九日	財務大臣 谷垣 禎一	利付国庫債券（十年）（第二百六十二回）	平成十六年度における財政運営のための公債の発行の特例等に關する法律（平成十六年法律第二十號）第二條第一項及び財	政融資金特別會計法（昭和二十六年法律第一百號）第十一條第一項並びに國債整理基金特別會計法（明治三十一年法律第七十五號）以下社債等の振替に關する法律（平成十三年法律第七十五號）の適用を替法として、その振替の受けるものとし、その振替用を受けるものとし、その振替を關は日本銀行とする。	国債の募集の取扱い及び引受けを目的として組織される団体との間に國債の募集の取扱い及び引受けに関する契約を締結する	額面金額で一兆九千億円 うち平成十六年度における財政運営のための公債の発行の額は、千八百六十萬千円、

六 払込金額
七 最低額面金額
八 振替単位
九 発行の価格
十 利率
十一 経過利率
十二 払込み

財務省の特別会計法第十一
条第一項の規定に基づき
発行する国債の額は、一
億五千七百六十兆円、
額面金額は、一億五千七
百六十兆円、償還期間は
十年、利率は、年率一・
九パーセント、償還方法は、
元金一括償還、利息は、
半額償還とする。償還期
間は、平成十六年八月二
十日、償還場所は、東京
証券取引所、償還方法は、
元金一括償還とする。償還
期間は、平成十六年八月二
十日、償還場所は、東京
証券取引所、償還方法は、
元金一括償還とする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 1.9}{100} \times \frac{61}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に
係る所得税が源泉徴収される
ものとして、振替口座簿の中
の口座に記載又は記録される
ものは、前記(一)の算式によ
り算出した金額から当該金額
に百分の二十を乗じた金額

十三 初期利子

（ただし、当該国債を発行時
に、おいて、当該国債が非居住
者又は外国人である場合、に
は、前記^(一)の算式により算出し
た金額に当該非居住者又は外
国法人が適用を受ける所得税
の税率を乗じた金額）を控除
することができる。
平成十六年十二月二十日を
期とし、次の算式により算出
た金額を支払う。ただし、支
期が銀行休業日に当たるとき
は、その翌営業日に支払う（以
下、次号及び第十五号において
規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{償還金額} \times 1.9}{100} \times 1.2$$

十四 第二期利子

毎年六月二十日及び十二月二十
日を支払い期とし、各支払期にお
いて、その日以前六月間に属す
る利子を支払う。

十五 償還金額

平成十六年六月二十日

十六 償還金額

日本銀行

十七 元利支

平成十六年八月五日から平成十
六年八月十六日まで

十八 募集期間

平成十六年八月二十日

十九 払込期日

平成十六年八月二十日